特 記 仕 様 書

○ 環境への配慮事項

- 自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。
- 業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。
- 業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。
- 清掃等周辺環境美化に努める。
- 業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。
- 上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。

○ 妨害又は不当要求に対する通報義務

1．　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

2．　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

○ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）（平成１２年法律第１０４号、以下「法」という）の対象工事である旨の明示について

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事です。

よって、法第９条に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事です。

また、落札者は落札後、法第１２条及び法第１３条の手続きが必要となりますので、工事担当課と協議のうえ、諸手続をしてください。

○ 工事実績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム（(財) 日本建設情報総合センター）に基づく、入力システム（(財) 日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請しなければならない。

また、(財) 日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

○電子納品に関すること

本工事は電子納品（試行）の対象工事です。

（１）受注者は、工事完成通知書を提出する際には、最新の岐阜県電子納品運用ガイドライン」及び「岐阜県電子納品要領」に準じて電子納品を行うように努めること。

（２）納品するデータの内、特段の事情があり紙媒体を印刷する必要性が発生した場合は監督員の指示のもと、協力すること。

（３）提出内容に疑義がある場合は監督員と協議すること。